

償却資産の申告はお済みですか

固定資産税は、土地や家屋だけでなく、償却資産(事業用の資産)も課税の対象となります。

申告書を提出していない方や修正申告が必要な方は、早急に申告書を提出ください。

Q 償却資産とは何ですか。

A 会社や個人の方が事業を営むために所有している機械・器具・備品などの固定資産のことをいいます。土地・家屋と同じく固定資産税がかかります。

Q 償却資産の申告は必要ですか。

A 償却資産を所有している方は、地方税法の規定により、毎年1月1日現在の償却資産の所有状況を資産が所在する市町村に申告する義務があります。また、申告は資産の多少にかかわらず必要となります。

Q 対象となる償却資産は何ですか。

A 原則として、決算時に減価償却資産として計上されたものはすべて償却資産の申告対象となります。

申告対象となります。ただし、構築物のうち「家屋」として

固定資産税の対象となるもの、自動車税・軽自動車税の対象となる車両は、申告の対象にはなりません。

※ 償却資産の詳細や申告書の記載方法、PDF形式による申告書および明細書は、

市ホームページからダウンロードできます。

※ 申告書・明細書は、税務課資産税係および各総合支所市民福祉課に備えています。

飲食店 厨房設備など 	工場 製造設備など 	ホテル・旅館 客室備品など 
小売店 陳列ケースなど 	農業・漁業 農機具など 	建設業 パワーショベルなど 
理容・美容業 椅子・洗面台など 	医院 ベッド・手術台など 	ガソリンスタンド 洗車機など 

《申告書提出・問合せ》税務課 課資産税係 ☎ 21-9046
 または各総合支所市民福祉課

都市計画マスタープラン「地区構想」の策定に向けて⑥ 「まちづくりの目標」を定めました



市では、昨年度から、小学校区程度のまとまりのある範囲を対象に、市民と行政が協働してまちづくりを進める指針となる都市計画マスタープラン「地区構想」の策定に向けて、取組みを進めています。

最初に取り組んでいる「日高地区」の取組みについて、2カ月に1回、シリーズでお知らせします。

《問合せ》都市整備課計画整備係 ☎ 23-1712

日高地区まちづくり会議では、日高地区 地区構想(素案)の策定に向けて活動しています。

このたび、地区の将来像「古より但馬のまほろば日高」を実現するため3つのまちづくりの目標を定めました。この目標を定めることにより、どのようなまちを目指すのか、まちづくりの方向性、より分かりやすくなります。

今後、関係機関協議などを行い、日高地区 地区構想(素案)を策定します。

目標① 誰にとっても、便利で暮らしやすいふるさとづくり

子どもから高齢者まで、すべての人が便利で暮らしやすい

く、ここに住みたい、住み続けたいと思える、ふるさとづくりを目指します。

目標② 中心市街地のにぎわいを取り戻し、ひとの交流を活発にするまちづくり

JR 江原駅周辺の中心市街地のにぎわいを取り戻し、都市機能を集約させて、歩きたくなるまちづくりを目指します。

目標③ 地区の宝(自然・景観・歴史・文化等)を活かすまちづくり

豊かな自然や景観をつくらせている、農地や山林を大切に保全・創造し、歴史・文化的資源などを後世に伝えながら、それらを生かすまちづくりを目指します。

豊かな自然や景観をつくらせている、農地や山林を大切に保全・創造し、歴史・文化的資源などを後世に伝えながら、それらを生かすまちづくりを目指します。

「日高地区まちづくり会議」の活動経過

- 3月18日 第10回日高地区まちづくり会議
- まちづくりの方針について
- 4月21日 第11回日高地区まちづくり会議
- まちづくりの目標について
- 5月21日 第12回日高地区まちづくり会議
- まちづくりの目標について
- まとめ
- 地区構想(素案)について
- 6月21日 第13回日高地区まちづくり会議
- 地区構想(素案)について



▲第11回まちづくり会議



▲第10回まちづくり会議

地域包括支援センターだより①

地域で暮らす高齢者の皆さんを

さまざまな面から総合的に支えます！

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、高齢の方やその家族が抱える悩みや心配ごとなどの相談を受け、保健師・看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士などが、相互に連携しながら「チーム」として支援を行っています。

その取組みを2カ月に1回、シリーズでお知らせします。

《問合せ》高年福祉課地域包括支援センター ☎24-2409

地域包括支援センターでは次のような業務をしています

- ・さまざまな相談に対応します(総合相談支援業務)。
 - ・自立して生活できるように支援します(介護予防ケアマネジメント業務)。
 - ・高齢者の権利を守ります(権利擁護業務)。
 - ・さまざまな方面から皆さんを支えます(包括的・継続的ケアマネジメント支援業務)。
- 地域包括支援センターではこのような相談を受けています**
- ・介護保険を利用したいが手続きが分からない。
 - ・介護が必要な状態にならないために、どのようなことをしたらいいのか。
 - ・近所に1人暮らしの高齢

者がいるが、買い物などで困っているようだ。

・家族に認知症のような症状が出てきたが、どのように対応したらいいのか。

このような相談が入ったら：

自宅を訪問するなどして、高齢の方や家族から具体的に困りごとなどを聞き、本人の心身の状態に合わせた支援を行っていきます。また、必要に応じて適切な制度を紹介し、機関につないでいきます。さらに、地域の集まりなどに出向き、介護予防や認知症などに関する啓発活動も行っています。ぜひ、気軽に声を掛けてください。どこに相談したらよいか分からない時、まずは下記へ連絡ください。

相談窓口	担当地域(地区)	住所	電話
豊岡地域包括支援センター	豊岡	立野町12-12	24-2409
城崎・竹野地域包括支援センター	豊岡(港地区)・城崎・竹野	城崎町湯島625-9	32-4599
城崎・竹野地域包括支援センター(竹野分室)		竹野町須谷1478	47-1425
日高地域包括支援センター	日高	日高町祢布891-2	42-0158
出石・但東地域包括支援センター	出石・但東	出石町福住1302	52-7015
出石・但東地域包括支援センター(但東分室)		但東町出合433-1	54-0515

※豊岡地域包括支援センターは「健康福祉施設内」に移転しています。

私たちの子育てセンター①

ちよっときんせー『子育て総合センター』

JR豊岡駅正面にあるアイティ最上階、市内を一望できる見晴らしの良い場所にある『子育て総合センター』を、おたすけ隊が紹介します。

《問合せ》子育て総合センター ☎24-4604

子育て総合センターには、市内の子育て支援情報を掲示したり、ベビーベッド、赤ちゃんコーナーもあり、赤ちゃんを連れた方も利用しやすい場所です。このセンターで、親子共に友だちの輪を広げませんか。

※おたすけ隊：子育て中のお母さんたちのボランティアグループ
※火曜日と年末年始は休館

①ふれあい広場

- ・午前9時～午後8時まで開いています。
- ・小学校に入学するまでの乳幼児と保護者であれば、いつでも、誰でも利用できます。
- ・申込みは必要ありません。
- ・お母さん以外にもお父さん、おじいちゃん、おばあちゃんたちが、子どもたちと一緒に来て遊ぶ姿をよく見かけます。
- ・豊岡市民プラザという多様なイベントをする施設内にあるので、子育てのほかにもいろいろな情報を知ることができるとっても便利です。

②子育て学習室

- ・登録制の子育てグループ・ペアリングの活動場所ですが、一般の親子が参加できる講座(午後や土曜日などに実施)もこの場所で行っています。
- ・ランチタイム(毎日午前11時45分～午後1時)は昼食を食べる場所として、誰でも利用できます。



③事務室

市内の子育て支援情報(子育てサロンや一時保育など)はもちろんです。いつでも子育て相談にものっていただけますよ。

